

諮問日：令和3年3月17日（令和2年度（情）諮問第30号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（情）答申第12号）

件名：奈良地方裁判所に対する特定日付の不服申出に関して口頭決裁したことを  
確認できる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「特定の日付の裁判所法82条に基づく不服申出に対して、奈良地方裁判所  
が監督権の行使の可否等について口頭決裁したことを確認できる文書」（以下  
「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、  
本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以  
下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、  
奈良地方裁判所長が令和3年2月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱  
記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問  
がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所総務課長他の法令違反行為に関する裁判所法82条に基づく  
不服申出に対して、裁判所は監督権の発動をしないことについて決裁票を作成  
することなく口頭での決裁を行ったと主張している。よって、口頭決裁したこ  
とを確認できる文書の開示を求めたが、2月1日付け不開示通知書により文書  
を作成又は取得していないとの通知があった。

裁判所幹部職員の法令違反行為に関する重大事案の処理について、書面によ  
る起案から決裁に至る所定の決裁手続を行わず、決裁権限者が意思決定を口頭  
で行った理由、及びその根拠は未だに明かされていない。さらに、口頭決裁に

至る過程及び口頭決裁実績を記録した文書を作成していないのは、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）の規定に違反している。

しかしながら、裁判所において通達違反はあり得るはずはなく、文書を作成しないはずはないというべきであろう。よって、文書は存在していると思料するのが自然であり、本当に存在しないかどうか不明であるから苦情を申し出るものである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所法82条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、ほかに当該不服に関する規定はなく、同法82条は不服申立てに対する裁判所の応答義務を課しているものとは解されない。このような解釈に基づき、同条に係る事務が遂行されていることを踏まえれば、不服の申立てを受けた裁判所としては、その対応を検討するに当たり、適宜の方法で事実関係を確認して監督権の発動の要否を検討すれば足りるものである。

特定の日付の裁判所法82条に基づく不服申出に対する監督権の行使の要否等については、奈良地方裁判所において、最終決裁権者が口頭で意思決定を行ったことから、当該意思決定に至る過程等についての文書を作成又は取得しておらず、また、口頭決裁したことを確認できる文書も作成又は取得していない。

なお、管理通達は、事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではない（同通達記第3の1）。

よって、原判断は相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年6月11日 審議

④ 同年7月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 裁判所法82条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、その字義に照らせば、申し立てられた不服が司法行政の監督権の発動を促す趣旨であることがうかがうことができ、ほかに当該不服に関する規定が存在しないことからすれば、裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服については、同法80条に掲げる裁判所に応答義務を課しているものとは解されない。

裁判所法82条に係る事務が上記の解釈に基づき遂行されていることを踏まえば、奈良地方裁判所において、同条に基づく不服の申立てに対して、当該申出につき最終決裁権者が口頭で意思決定を行ったことから、当該意思決定に至る過程等についての文書も、また、口頭決裁したことを確認できる文書も作成又は取得をしていないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、奈良地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

苦情申出人は、口頭決裁に至る過程及び口頭決裁実績を記録した文書を作成していないのは、管理通達の規定に違反することになるから、文書を作成しないはずはない旨主張するが、管理通達は、事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではないと解されるから（同通達記第3の1）、上記主張は採用できない。

2 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子